

香美市農業委員会告示第5号

別段の面積（下限面積）の設定について

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）について、下記のとおりとする。

この設定は、告示の日から施行する。

令和3年3月5日

香美市農業委員会 会長 原 心一

記

農地法施行規則第17条第1項

別段の面積	適用する区域
30アール	香北町、物部町
40アール	土佐山田町

農地法施行規則第17条第2項

別段の面積	適用する区域
0.1アール	物部町大栃字コツミ 1192番4